

平成24年

第1回市議会定例会 議案第48号

函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正  
について

函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を  
改正する条例

函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年函館市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第5号中「能力」を「行為能力」に、「の一に」を「または次号のいずれかに」に改め、同項第6号および第7号中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

未成年者が浄化槽保守点検業の登録を受けようとする場合において、その法定代理人が法人である場合の当該法人の役員が登録拒否事由に該当するときは、登録を拒否することとし、および規定を整備するため